

提出書類について

申請に必要な書類とは何ですか。

奨学生出願書、在学校長の推薦状、保護者の所得証明書または源泉徴収票、住民票謄本の写し。

願書・推薦書はどこから入手できますか。

各種申請書類より入手出来ます。

ダウンロードした書類 PDF が開けません。

Adobe Reader（無料）をパソコンにインストールして使用して下さい。

複写（コピー）したものを提出しても良いですか。

所得証明書または源泉徴収票のみ可です。その他は不可です。

書類一式を、学校を通さずに提出しても良いですか。

原則不可です。学校長の推薦状が無い場合、審査対象にはならないので学校側と相談し、推薦を得た上で提出をして下さい。

*奨学生願書及び奨学生推薦調書の記載について

小林奨学育英会奨学生願書について

資産の状況については、自己申告です。虚偽の無いよう記入をお願い致します。
資産証明や残高証明書等の確認資料の添付は、必要ございません。
健康状態については学校の担任等が、直近の定期健康診断等の結果をもとに記入して下さい。

小林奨学育英会奨学生推薦調書について

学習成績等は、学校所定の調査書等の提出でも構いません。

小論文について

パソコンでの作成でも構いませんが、A4 サイズにてお願い致します。

住民票について

住民票と現在の住所が異なります。

当公益財団に問い合わせして下さい。

住民票は本人の物のみで良いですか。

家族全員の記載されている住民票が必要です。

住民票は6ヶ月以上前の物でも構いませんか。

構いませんが、なるべく新しいものをご用意下さい。

所得証明書（源泉徴収票）について

親が今年から年金生活。どうしたらよいですか。

昨年までの所得証明書と、年金の証明書を合わせて提出してください。

今年の所得証明書が、申請期間内に発行不可能です。

昨年度の所得証明書を提出し、コメントをつけて下さい。

推薦状について

推薦状は手書き以外では不可ですか。

手書き以外でも可です。

推薦状は必ず長の人でなければならないのですか。

長の人でなくとも可です。責任の取れる立場の方を書いてもらって下さい。

連帯保証人について

保証人は身内以外、外国人でも構いませんか。

構いませんが、出来れば身内でお願いします。

保証人が年金生活者でも構いませんか。

構いません。

途中で保証人を変えることは出来ますか。

出来ます。

併願・併給について

併願（複数奨学金に応募）しても良いですか。

構いません。

併給は可能ですか。

可能です。

奨学金について

奨学金は何ヶ月ごとに給付されるのですか。

毎月1月分ずつ一定日に給付します。ただし特別の事情がある場合は2月分以上を合わせて給付する場合があります。

奨学金はどのように受け取るのですか。

公益財団指定の銀行支店への振込となります。

奨学金を無くしてしまいました。もう一度貰えますか。

貰えません。

奨学金は学校を卒業するまで交付されますか。

基本的には学校の最短修業年限ですが、年度毎に提出義務のある学業成績表及び生活状況報告書の内容、環境・生活状況等により公益財団役員が審査を行います。

在学中に奨学金が給付されなくなる、又は返還義務が発生する事がありますか。

あります。詳しくは奨学金給付規定を参照してください。

大学の授業の一環に留学が含まれています。

留学期間奨学金支給を停止します。日本帰国後に支給再開します。

大学から海外留学期間を明記した公式文書を発行して貰う必要があります。

詳しくは財団までお問い合わせ下さい。※現在、奨学金を給付されている方

奨学金の返還について（返還義務発生が生じた場合）

返済金額はいくらでもいいのですか、また返済金額の変更は可能ですか。

月賦であれば金額は奨学生の任意です。但し返還義務発生後、6月後の日を起算日として10年以内に返済できる金額であること。また、返済金額の変更は出来ませんが、繰上げ返済は可能となっております。

奨学金を返還にするにあたり、利子は発生しますか。

発生しません。但し、期間内に返還しない場合においては延滞利息を徴収します。また、借用証書の返還明細に従わない場合も同様です。

奨学金を返還にするにあたり、返還期間の延長・免除などの制度はありますか。

あります。詳しくは奨学金貸与規定を参照してください。

奨学金を返還しない場合はどうなりますか。

正当な理由のない場合、法的処置をとる可能性もありますので注意してください。

その他

年齢制限はありますか。

ありません。

願書の締め切りはいつですか。

毎年、当ホームページもしくは岩手日報・胆江日々新聞広告にて公表いたしますので確認願います。

他財団と当財団で同時に選出された場合、辞退してもかまわないですか。

構いません。

留学を視野に入れています。

当財団では海外留学可能＝経済的に逼迫していないと考えます。従って奨学生にはなれません。但し、大学の授業で最初から留学プログラムがある場合は別です。

奨学生給付期間中・返還完了前に個人情報の変更等で届出は必要ですか。

必要です。奨学金の給付・貸与に際し、トラブルを防ぐため、氏名・住所・職業、その他重要事項に変更があった場合、直ちに当財団へ届け出てください。保証人も同様です。また、給付・貸与に際して住所不明等連絡が取れなくなった場合等、公益財団に損害を与えた場合、法的処置をとる可能性もありますので注意してください。

公益財団から提出を命じられた書類を提出しなくても良いですか。

認められません。次年度奨学金審査の重要な参考になります。未提出の場合、奨学金停止等と言う事態に発展しかねないので、必ず提出してください。

忙しいので財団からの電話連絡等に返答しませんでした。

公益財団への連絡を怠った場合は、次年度の奨学生継続審査に影響しますのでご注意下さい。

公益財団奨学生になったのですが、質問は学校の奨学金担当を通したほうが良いですか。

直接公益 財団に連絡して下さい。

留年してしまいました。

留学の場合は、奨学金停止となります。留年した場合は速やかに公益財団に連絡をして下さい。

その後、進級した場合には、奨学金を再開致しますので、同様に公益財団に連絡をして下さい。

現在大学生で、公益財団奨学生です。大学院に進学したいのですが、継続して奨学金を受けられますか。

受けられません。大学卒業時に財団奨学生としての資格を失います。

※願書及び調書の（注）を確認の上、御記載お願い致します。

不明な点がございましたら、公益財団までお問い合わせ下さい。